

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和35年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
事業区分	負担率	徴収期間 (据置期間)	事業区分	負担率	徴収期間 (据置期間)
かんがい排水事業	[略]		かんがい排水事業	[略]	
農地開発事業	[略]		農地再編整備事業	<u>100分の11</u>	<u>15年</u> (3年)
			農地開発事業	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。